

公 示

令和5年11月20日付けで、中讃西部漁業協同組合（令和6年7月1日に申請人多度津町漁業協同組合が申請人丸亀市漁業協同組合を吸収合併して当事者としての地位を承継）から塩飽漁業協同組合連合会の有する第二種共同漁業共第238号から共第257号までに対し、漁業法（昭和24年法律第267号）第100条第1項の規定に基づく入漁権の設定に関する裁定の申請が香川海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）に提出された。

本委員会は、漁業法第100条第6項の規定に基づく裁定をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

香川海区漁業調整委員会
会長 北 尾 登 史 郎

裁定の申請人の名称及び住所

中讃西部漁業協同組合 香川県仲多度郡多度津町東港町25番

裁定の相手方の名称及び住所

塩飽漁業協同組合連合会 香川県丸亀市新浜町一丁目12番7号

裁定の内容

1 申請人に入漁権を設定する。

2 入漁権設定の内容

（1）入漁権の対象となる漁業権の種類及び免許番号

第二種共同漁業 共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、共第243号、共第244号、共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、共第249号、共第250号、共第251号、共第252号、共第253号、共第254号、共第255号、共第256号、共第257号

（2）入漁する区域

第二種共同漁業 共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、共第243号、共第244号、共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、共第249号、共第250号、共第251号、共第252号、共第253号、共第254号、共第255号、共第256号及び共第257号に定める漁場の区域

（3）入漁する漁業の種類

第二種共同漁業

（4）入漁する漁獲物の種類

藻建網・磯建網漁業で漁獲する魚介類

- (5) 入漁する漁業時期
1月1日から12月31日まで
- (6) 存続期間
裁定の日から1年間
- (7) 入漁料
1統につき年間3万円
- (8) 漁業の方法
藻建網・磯建網漁業
- (9) 統数
6統
- (10) 入漁者の資格
6統のうち、1統は香川県仲多度郡多度津町に住所を有する組合員に限り、5統は香川県丸亀市のうち御供所町、土器町、富士見町、西平山町、北平山町、福島町、塩屋町及び中津町に住所を有する組合員に限る。

3 入漁権設定の日

令和6年9月10日